

地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充当した  
社会保障施策に要する経費について(令和5年度決算)

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、引き上げ分(社会保障財源化分)については、全て「社会保障施策に要する経費」に使うこととされています。

令和5年度決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況については次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 17,667 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 354,358 千円

(単位:千円)

事業名	決算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源	うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)	
		国庫支出金	県支出金	その他			
社会福祉	障害者福祉事業	51,249	25,520	12,759	0	12,970	874
	老人福祉事業	97,863	0	416	0	97,447	6,565
	児童福祉事業	82,160	8,014	3,455	19,876	50,815	3,424
	その他の社会福祉事業	11,713	0	555	0	11,158	752
	小計	242,985	33,534	17,185	19,876	172,390	11,615
社会保険	国民健康保険事業	11,600	1,284	4,439	0	5,877	396
	介護保険事業	19,487	2,390	1,801	0	15,296	1,031
	後期高齢者医療事業	61,274	0	10,676	0	50,598	3,409
	小計	92,361	3,674	16,916	0	71,771	4,835
保健衛生	救急患者輸送事業	2,979	0	0	0	2,979	201
	診療所事業	7,637	0	0	0	7,637	515
	母子保健事業	0	0	0	0	0	0
	健康増進事業	4,181	0	183	721	3,277	221
	疾病予防対策事業	4,215	0	0	46	4,169	281
	その他の保健衛生事業	0	0	0	0	0	0
	小計	19,012	0	183	767	18,062	1,217
合計	354,358	37,208	34,284	20,643	262,223	17,667	

※社会保障施策に要する経費には、事務費及び人件費を除いています。

※社会保障財源化分の地方消費税交付金については、各事業に要した一般財源の比率に応じ充当しています。